

令和5年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導 運営指導における主な指摘事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護



杉並区 保健福祉部 介護保険課
令和5年3月15日～31日

【目次】

- ・ 1. 指摘事項（計画の作成について） . . . 3ページ
- ・ 2. 指摘事項（主治の医師との関係について） . . . 11ページ
- ・ 3. 指摘事項（看護職員によるアセスメント及びモニタリング） . . . 16ページ
- ・ その他指摘一覧 . . . 20ページ
- ・ 4. 報酬改定内容（基本報酬の見直し） . . . 21ページ
- ・ 5. 報酬改定内容（随時対応サービスの集約化） . . . 22ページ
- ・ 6. 報酬改定内容（随時サービス訪問介護員等の兼務範囲） . . . 23ページ

1. 主な指摘事項（計画の作成について）

（随時訪問サービスの目標及び具体的な内容）

【令和5年度 運営指導での指摘事項】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、随時訪問サービスの目標及び具体的な内容が未記載であり、計画内容が不十分であった。



計画に、随時訪問サービスの目標及び具体的な内容を記載していますか？

1. 主な指摘事項（計画の作成について）

（随時訪問サービスの目標
及び具体的な内容）

▶随時対応サービス及び随時訪問サービスを提供する目的とは・・・

事業所が利用者からの随時の通報に適切に対応することで、**利用者が安心して居宅で生活を送れること**です。

緊急時の不安を軽減し、利用者が積極的に活動できるように援助が必要となります。

緊急時に適切に対応するには...

「緊急時に起こり得る事柄（リスク）を予測すること」が必要

そのためには...

アセスメントにおいて、「利用者の課題やリスクを把握し、援助の方向性や目標を明確にすること」が重要。

そうすることで...

計画に、利用者ごとの解決すべき課題に対応したサービスの具体的な内容や目標を位置付けやすくなる。

と考えられます。

1. 主な指摘事項（計画の作成について）

（随時訪問サービスの目標
及び具体的な内容）

5ページと6ページのアセスメントの記録を比較してみましょう。

計画作成担当者YとXが作成した利用者「杉並 花子」さんについてのアセスメントシートです。

▼計画作成担当者Y作成のアセスメント

「杉並 花子」さん

- ・ 40歳、2号被保険者、独居
- ・ 1DKで段差あるアパート
- ・ ターミナル期
- ・ 入院せず、自宅での生活を強く希望

※あくまでアセスメントの一部であり、このほかに、置かれている環境を含む日常生活全般の状況、希望など基準に規定される内容を把握する必要があります。

項目	実行状況、残存能力と課題
主傷病 症状 痛み等	皮膚がん末期・脳転移・骨転移 頓服の麻薬処方あり。 股関節、両下肢骨への転移、骨折危険が高い。 短期記憶障害。判断力低下、うつ症状あり。 便秘への緩下剤処方。排便の有無は要確認。
身体状況	屋内移動：自立 屋外歩行：一部介助（タクシー、車いす使用）
服薬	一部介助。 1日3回、8種類の定時薬と頓服が2種。頓服（鎮痛剤の麻薬）が処方。
介護力	あり。（母）

1. 主な指摘事項（計画の作成について）

（随時訪問サービスの目標
及び具体的な内容）

▼計画作成担当者X作成のアセスメント

「杉並 花子」さん

- ・ 40歳、2号被保険者、独居
- ・ 1DKで段差あるアパート
- ・ ターミナル期
- ・ 入院せず、自宅での生活を強く希望

※なお、これはあくまでアセスメントの一部であり、このほかに、置かれている環境を含む日常生活全般の状況、希望など基準に規定される内容を把握する必要が有ります。

項目	実行状況、残存能力と課題
主傷病 症状 痛み等	皮膚がん末期・脳転移 頭痛、下肢痛等がん性疼痛が不定期に出現。 頓服の麻薬が処方。 疼痛の苦痛、不安の訴えは強く、痛みない生活希望あり。 股関節、両下肢骨に癌転移。骨折危険が高い。 脳転移による短期記憶障害、判断力低下とうつ症状あり。日によって程度は変化する。 便秘への緩下剤処方。排便の有無は要確認。
身体状況	下肢痛があるが、1Kの自宅内はゆっくりと自立移動。疼痛が強いと、動けない。 股関節痛で、階段や浴室の段差昇降が困難。転倒危険あり。（転倒による骨折危険あり） 屋外は、骨折予防のため車いす介助かタクシー利用。 身長168センチ、体重70キロ
服薬	1日3回、8種類の定時薬と頓服が2種。頓服（鎮痛剤の麻薬）の処方あり。 頓服は適切服用できる時と飲みすぎる時があり、管理が必要。定時薬をスキップすることもある。
介護力	実母は、生活のためにパート（月火木金・8時～12時）で就労。 実母は、 夜間不安の訴えの電話を娘から何度も受け（直前の架電を忘れるため）、疲労が大きい。 日常生活全般の支援は困難。他に家族はいない。

緊急時に起こり得る事柄（リスク）としてどのようなことが予測されるでしょうか。

1. 主な指摘事項（計画の作成について）

（随時訪問サービスの目標
及び具体的な内容）

計画作成担当者Yのアセスメントにより作成したケアプランです。

計画作成担当者Y

👉 利用者が、プランを見て安心して生活できる内容が記載されたプランになっていますか？

② 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画（随時訪問サービス）

① アセスメント

項目	実行状況、残存能力と課題	随時訪問サービスの目標	具体的なサービス内容	所要時間	日程	留意事項	担当者
主傷病 症状 痛み等	皮膚がん末期・脳転移・ 頓服の麻薬処方あり。 <u>股関節、両下肢骨への転移、骨折危険が高い。</u> <u>短期記憶障害。判断力低下、うつ症状あり。</u> 便秘への緩下剤処方。排便の有無は要確認。	緊急時に通報できる。 2020.4.1~ 2020.12.31	緊急コールを配布する		随時		
身体状況	屋内移動：自立 屋外歩行：一部介助（タクシー、車いす使用） 排せつ：自立 食事：自立摂取						

👉 緊急時に、利用者は何をしたら良いか、事業所が何をしてくれるのか、具体的に記載されていますか？

👉 随時サービスを位置付けるにあたり、「どのような場合」に緊急時となるのか、予測がたてやすいでしょうか。

※こちらはあくまでも計画の一部です。

※ 計画書やアセスメントシートを掲載していますが、当該様式や項目の記載を求めるものではありません。計画書、その他関係書類については、適切なケアマネジメント及び介護の提供ができるよう事業所ごとに創意工夫し、作成してください。

1. 主な指摘事項（計画の作成について）

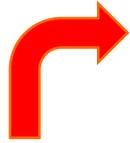
（随時訪問サービスの目標
及び具体的な内容）

計画作成担当者Xのアセスメントにより作成したケアプランです。

計画作成担当者X

② 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画（随時訪問サービス）

① アセスメント



項目	実行状況、残存能力と
主傷病 症状 痛み等	皮膚がん末期・脳転移 頭痛、下肢痛等がん性疼 痛を我慢しない 頓服の麻薬が処方。 疼痛の苦痛、不安の訴えは強く、痛みない生活希望あり。 股関節、両下肢骨に癌転移。骨折危険が高い。 脳転移による短期記憶障害、判断力低下とうつ症状あり。日によって程度は 変化する。 便秘への緩下剤処方。排便の有無は要確認。
身体状況	下肢痛があるが、1Kの自宅内はゆっくりと自立移動。疼痛が強いと、動け ない。股関節痛で、階段や浴室の段差昇降が困難。転倒危険あり。（転倒に よる骨折危険あり） 屋外は、骨折予防のため車いす介助かタクシー利用。 身長168センチ、体重70キロ
服薬	1日3回、8種類の定時薬と頓服が2種。頓服（鎮痛剤の麻薬）の処方あ り。 頓服は適切服用できる時と飲みすぎる時があり、管理が必要。定時薬を スキップすることもある。
介護力	実母は、生活のためにパート（月火木金・8時～12時）で就労。 実母は、夜間不安の訴えの電話を娘から何度も受け（直前の架電を忘れ るため）、疲労が大きい。日常生活全般の支援は困難。他に家族はいな い。

随時訪問サービスの目標	具体的なサービス内容	所要時間	日程	留意事項	担当者
安心して眠りたい	会話を通じて不安な気持ちを聞き、安心してもらう		コールに対応	状況に応じ訪問	ヘルパー
病状変化に慌てない	転倒などの緊急時（本人・母親からの通報）の訪問			必要時看護師訪問	介護・看護
痛みを我慢しない	疼痛の管理（レスキュー薬の服用確認）		随時	状況により看護師へ	ヘルパー

👉 随時対応サービスについては、利用者のみならず **利用者の家族等からの在宅介護における相談等**にも適切に対応することが必要です。
また、随時の訪問の必要性が **同一時間帯に頻回に生じる**場合には、**利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等**の対応を行うようにしてください。

※こちらはあくまでも計画の一部です。

1. 主な指摘事項（計画の作成について）

（随時訪問サービスの目標
及び具体的な内容）

【ポイント】

- ☑ 各利用者について、どのような緊急時の事柄（リスク）があるのか想定する。
- ☑ 計画に、緊急時に何をしたらよいか、何をしてくれるのかを具体的に記載する。

⇒ 「利用者が、交付されたプランを見て安心できる内容」を記載した計画の作成をしてください。

1. 主な指摘事項（計画の作成について）

（随時訪問サービスの目標
及び具体的な内容）

10

人員・設備・運営等
基準

【杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例 （H25.3.5 杉並区条例第4号）】

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）

第26条 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した計画（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」という。）を作成しなければならない。

解釈通知

【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について （H18.3.31 老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）第三の一の4】

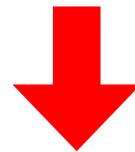
（17）定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

①基準第3条の24第1項は、計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならないことを規定したものである。定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況を把握・分析し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

2. 主な指摘事項（主治の医師との関係について）

【令和5年度 運営指導での指摘事項】

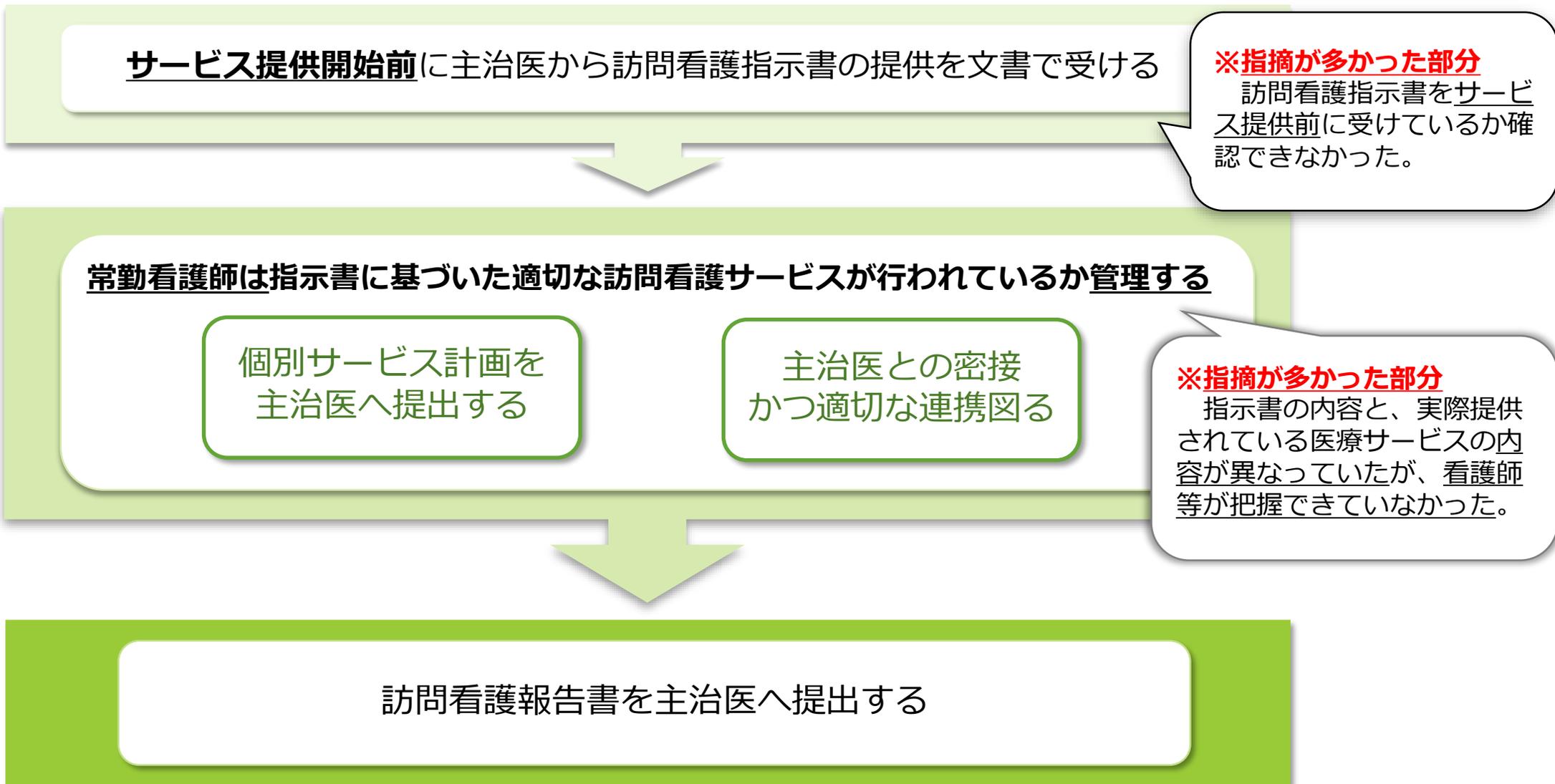
- 訪問看護サービス提供開始後に主治の医師の指示を受けている事例があった。
- 訪問看護サービスの提供開始に際し、医師の指示を文書で得ているか確認できない事例があった。
- 主治の医師の指示に基づいて行われる訪問看護サービスについて、事業所の常勤看護師が必要な管理を行っていない（訪問看護指示書に記載のある訓練を行っていなかった）事例があった。



訪問看護サービスの提供開始に際し、医師の指示を文書で得ていますか？
事業所の常勤看護師が訪問看護サービスの必要な管理を行っていますか？

2. 主な指摘事項（主治の医師との関係について）

▶訪問看護サービスの導入時の流れ



2. 主な指摘事項（主治の医師との関係について）

【ポイント】

- ☑ 事業所で実施している看護サービスが、訪問看護指示書に基づいている（記載されている）ことを確認する。
- ☑ 看護師のモニタリング等により、利用者に適した看護サービスが行われているかの評価及びその共有を行う。

⇒医療サービスは、必ず主治医の指示に基づいて行わなければなりません。

事業所が適切な根拠に基づいてサービスを提供していることを担保するために、後日確認した場合でも経過がわかる記録等の整備をお願いします。

2. 主な指摘事項（主治の医師との関係について）

人員・設備・運営等
基準

【杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
(H25.3.5 杉並区条例第4号)】

（主治の医師との関係）

第25条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

2. 主な指摘事項（主治の医師との関係について）

解釈通知

【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31 老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）】第三の一の4

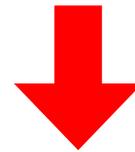
(16) 主治医との関係

- ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、指示書に基づき訪問看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、訪問看護サービスの提供を行う看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。
- ② 基準第3条の23第2項は、訪問看護サービスの利用対象者は、その主治医が訪問看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する訪問看護サービスに係る指示の文書（以下この号において「指示書」という。）の交付を受けなければならないこととしたものであること。
- ③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治医と連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。
- ④ 訪問看護サービスの提供に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。

3. 主な指摘事項（看護職員によるアセスメント及びモニタリング）

【令和5年度 運営指導での指摘事項】

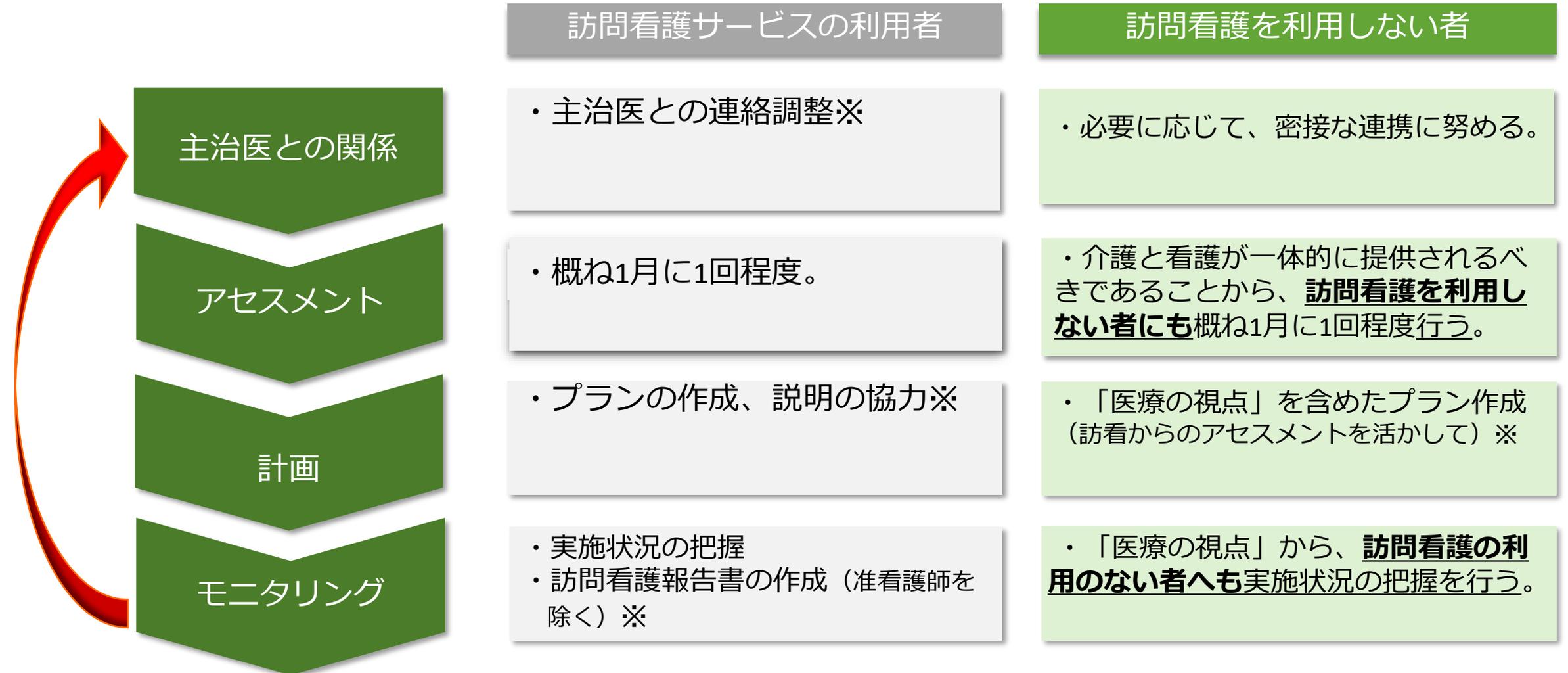
- 訪問看護サービスを利用しない者について、看護職員が居宅を定期的に訪問してアセスメント及びモニタリングを行っているか確認できなかった。



看護職員は訪問看護を利用しない方にも居宅を概ね月に1回訪問し、アセスメント及びモニタリングを行っていますか？

3. 主な指摘事項（看護職員によるアセスメント及びモニタリング）

▶看護職員によるプロセス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス）



※に関する業務については、常勤看護師が指導・管理等行う必要があります。

3. 主な指摘事項（看護職員によるアセスメント及びモニタリング）

【ポイント】

- ☑ 訪問看護を利用しない者にも、看護職員による定期的なアセスメント及びモニタリングを行う。

⇒医療依存度が高い高齢者に対し、「医療の視点を含めた先を見越したプラン」の作成をしてください。

そのために看護職員は、利用者全員の医療的視点を含めた生活課題を明らかにし、介護職員にどのような介護が必要となるのか指導・助言を行うよう心がけてください。

3. 主な指摘事項（看護職員によるアセスメント及びモニタリング）

19

人員・設備・運営等
基準

【杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（H25.3.5 杉並区条例第4号）】

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）

第26条第3項 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。

解釈通知

【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31 老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）第三の一の4】

(17) ③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、医師の指示に基づく訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければならないこととしたものである。ここでいう「定期的に」とは、概ね1月に1回程度行われることが望ましいが、当該アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師の意見や、日々の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により把握された利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施するものとする。なお、訪問看護サービスの利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足りるものである。

4. その他指摘一覧

指摘項目	指摘内容
受給資格等の確認について	・受給資格等の確認を、利用者の掲示する被保険者証（原本）によって確認していない事例があったため、改善すること。
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針について	・提供するサービスの目標達成の度合い及びその効果等や利用者・家族の満足度等について評価を行ったことが記録から確認できなかったため、改善すること。
計画の作成について	・計画作成責任者が計画の実施状況の把握を行っていなかったため、改善すること。
秘密保持等について	・従業員に対し、業務上知り得た秘密の保持を講じていなかったため、改善すること。
事故発生時の対応について	・区へ事故報告書を提出していない事例があったため、改善すること。
地域との連携等について	・概ね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議を開催していなかったため、改善すること。

5. 報酬改定内容（基本報酬の見直し）

基本報酬の中に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の将来的なサービスの統合を見据えて、一体的実施を図る観点から、双方の利用者負担に配慮した**新たな区分**が追加されました。

社会保障審議会 介護給付分科会（第239回）令和6年1月22日 参考資料1
4.（2）②

夜間にのみサービスを必要とする利用者に対して（新設）

	基本報酬名	概要	単位数
定額	① 基本夜間訪問サービス費	利用者からの通報を受けられる体制を整備している場合（利用者に端末機器を配布するなど）	989単位/月
出来高	② 定期巡回サービス費	（夜間帯に）定期巡回サービスを行った場合	372単位/回
	③ 随時訪問サービス費（Ⅰ）	（夜間帯に）随時訪問サービスを行った場合	567単位/回
	④ 随時訪問サービス費（Ⅱ）	要件に該当する利用者1人に対して、2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行った場合	764単位/回

- ・ 一体型・連携型ともに同じ内容です。
- ・ ②～④の単位数は要介護度によりません。

5. 報酬改定内容（随時対応サービスの集約化）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が行う**随時対応サービス**について、適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。

社会保障審議会 介護給付分科会（第239回）令和6年1月22日 参考資料 1
3.（3）⑪

既存の条例等

随時対応サービスについては、区長が**※地域の実情**を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、**一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。**

※地域の実情

- ・それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）
- ・事業所周辺の医療機関の情報
- ・随時の気象状況や道路状況等
- ・当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報 など



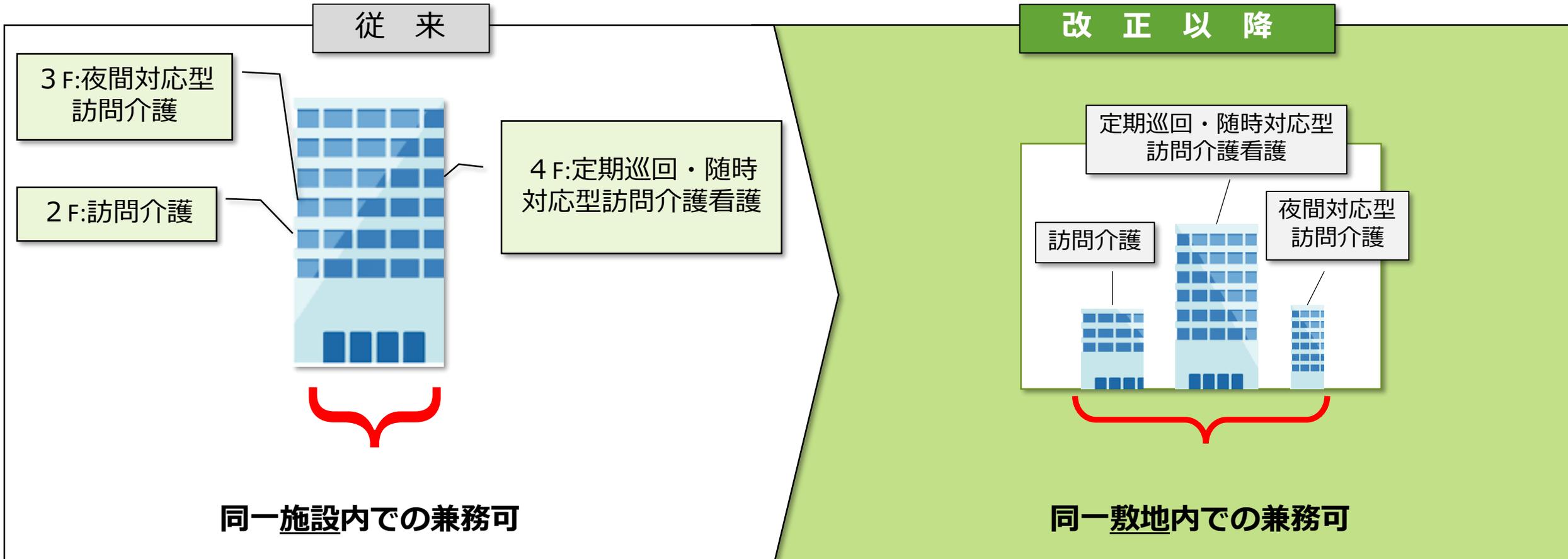
令和6年度改正以降

都道府県を超えて、随時対応サービス（オペレーター）の集約が可能。

6. 報酬改定内容（随時サービス訪問介護員等の兼務範囲）

随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部改正 第3条の4第6項



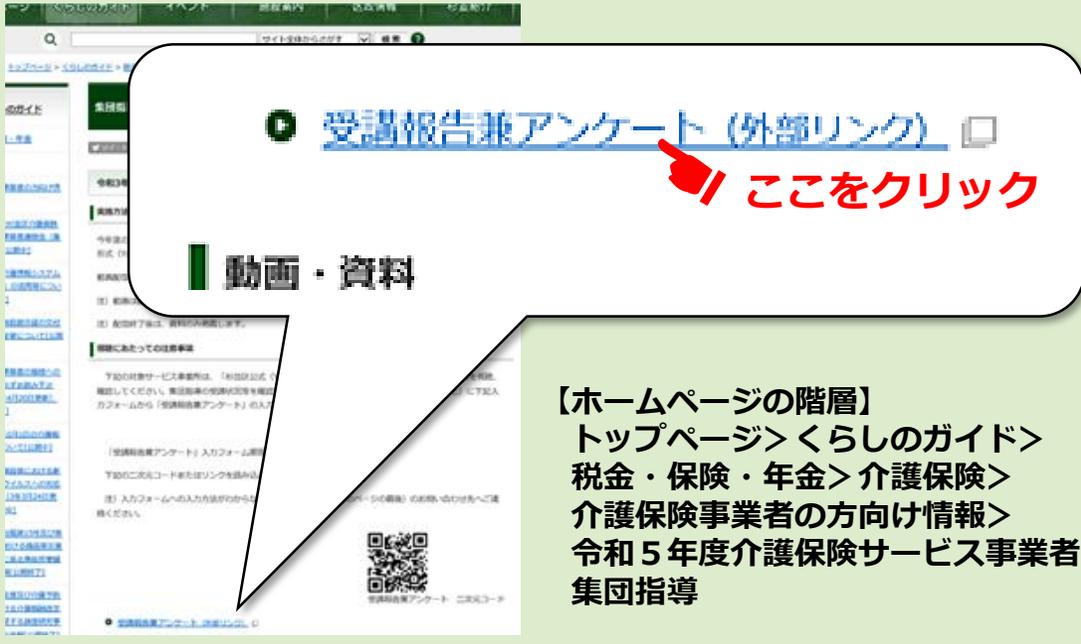
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



ここをクリック

動画・資料

【ホームページの階層】
トップページ>くらしのガイド>
税金・保険・年金>介護保険>
介護保険事業者の方向け情報>
令和5年度介護保険サービス事業者
集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

🕒 入力期限：3月31日（日曜日）まで

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区